

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための貸出条件等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、従来のご使用方法を変更させていただき、予約申込みの際には当分の間、以下の貸出条件等に同意していただく必要がございます。また、札幌証券取引所ビル内の密集を避けるため、予約状況によって貸出しを制限させていただく場合もございますので、あらかじめご承知おきください。

<貸出条件等>

- ・お申込者（以下「申込者」又は「使用者」）の管理・責任のもと、会議室利用者（以下「利用者」）に対し、新型コロナウイルス感染症に係る感染予防対策（マスクの着用、入室前の手洗い・消毒の徹底、咳エチケットの励行、体調不良や風邪症状のある方（発熱・咳・喉の不調など）の参加見合わせ）を適切に実施いただくこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大（国や道からの緊急事態宣伝の発令時など）に伴う予約申込み受付後の本所からの貸出キャンセルに応じていただくこと。
- ・人と人との間隔を広く保つことに努めていただくこと。
〔本所では、当面の間、1テーブル当たり2名掛け（通常は3名掛け）以下を会議室使用の前提といたします。さらには、全て1名掛けとすることや、テーブル間隔を広くすることも可能ですので、レイアウトは予約・お申込み時にご相談ください。（予備の椅子は、会議室の左右両脇に待機させています。）〕
- ・使用者・利用者は、札幌証券取引所ビルの1階エントランスホール、各階エレベーターホール、廊下等の共用スペースにおいて、マスクを着用しないままでの会話を控えていただくこと。また、会議室は札幌証券取引所ビルの2階までであるため、ビル3階以上の事務室・テナントフロアーへの不要な立ち入りを控えていただくこと（使用者は3階可）。

<ご使用制限>

次の場合は、使用を取り消し又は停止させていただくことがあります。その際の損害責任は、申込者・使用者側の負担とします。（証券取引所は公共的な性格を有し、保安上問題の無い安全確実な運営が求められておりますことから、あしからずご了承ください。）

- 公の秩序を乱し、公益を害し又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
- 集団的に又は常識的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- 使用申込書に記載した使用目的やこの使用制限等に記載する事項に反したとき。
- 使用の権利を譲渡したとき、又は転貸したとき。
- 本所の利益を損なうと認められるとき。
- **新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したとき。（国や道からの緊急事態宣言の発令時など）**
- その他管理上支障がある又は不相当と認められるとき。

<ご使用上の注意事項>

- 催事の案内において、札幌証券取引所を問い合わせ先にすることは禁止します。（案内に札幌証券取引所の電話番号を記載しないでください。）
- 荷物の配送については、原則として、使用者が直接業者から受け取ってください。
- 会議室内での飲食を伴うものは、原則お断りしておりますのでご了承ください。（水・お茶など、使用者・利用者の熱中症予防等のための水分補給は例外です。飲料の手配は使用者側で行ってください。）
- ゴミの始末については、使用者が責任をもって行ってください。また、給湯室を使用した場合は、使用者が清掃及び後片付けをしてください。
- 札幌証券取引所ビル内は、全館禁煙となっています。
- 札幌証券取引所ビルの1階エントランスホール、各階エレベーターホール、廊下等の共用スペースに、案内板等の物品を配置すること・貼り紙をすることは、原則禁止です。なお1階エントランスホールには、マグネットも付けられる移動可能な自立式の案内板がありますので、ご利用の際は札幌証券取引所総務部にお声がけください。
- 施設、備品等を損傷又は紛失した場合、使用者に実費相当分を弁償していただきます。
- 施設内における盗難、破損等の事故については、札幌証券取引所に重大な過失がない限り、賠償の責任を負いません。
- **申込者・使用者の管理・責任のもと、利用者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る感染予防対策（マスクの着用、入室前の手洗い・消毒の徹底、咳エチケットの励行、体調不良や風邪症状のある方（発熱・咳・喉の不調など）の参加見合わせ）を必ず実施してください。**
- **札幌証券取引所ビルの1階エントランスホール、各階エレベーターホール、廊下等の共用スペースにおいて、マスクを着用しないままでの会話は控えてください。**